

## 宿泊施設の新たな活用に向けた客室等の環境整備支援事業実施要綱

令和3年6月22日

3産労観受第693号

### (目的)

第1条 この要綱は、宿泊施設の新たな需要を開拓するとともに、人流の抑制を図るため、宿泊事業者が企画する新たな滞在プランの提供に係る環境整備の取組を支援する「宿泊施設の新たな活用に向けた客室等の環境整備支援事業」（以下「本事業」という。）の実施について基本的な事項を定める。

### (定義)

第2条 本事業における「宿泊施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項の営業を行っている施設とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するものは除く。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、都内宿泊事業者が企画する新たな滞在プランの提供に係る環境整備支援とする。

### (補助対象者)

第4条 本事業において支援の対象とする者は、都内宿泊施設のうち、以下に定める要件をすべて満たすものとする。

- (1) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
  - (2) 過去に国・都道府県・区市町村等から交付決定の取消し等を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるものは、支援の対象としない。

### (補助)

第5条 知事は、本事業について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内において補助する。

(普及啓発)

第6条 都は、本事業に関する支援内容等の情報提供等を行い、本事業の普及に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、令和3年6月23日から施行する。